

津山市体育施設使用料金表

令和元年10月1日改定

西部公園(グラウンド、テニス場)

グラウンド	区分	半面		
		全日	1時間	
グラウンド	高校生以下	840円	100円	
	一般	1,080円	130円	
グラウンド照明施設	区分	照明半面につき		
		1時間まで基本料金	1時間を超える場合は30分ごとに追加料金	
	アマチュアスポーツ	2,060円	1,040円	
アマチュアスポーツ以外	4,140円	2,060円		
テニス場	区分	オムニコート (1面につき)	照明施設 (1面につき)	
		1時間	1時間まで基本料金	1時間を超える場合は30分ごとに追加料金
	高校生以下	350円	340円	170円
一般	600円			

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し物で使用する場合は、第1項から第6項までの規定により算定した額の2倍とする。
- 2 入場料を徴収する場合は各施設の使用料は、野球場にあっては最高入場料金の100人分に相当する額を、その他の施設にあっては最高入場料金の30人分に相当する額を第1項から第6項までの規定により算定した額に加算して得た額とする。